写

健発第０６１２００５号
平成２１年６月１２日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省健康局長

平成２１年度　女性特有のがん検診推進事業の実施について

がんはわが国において昭和５６年から死亡原因の第１位であり、がんによる死亡者数は年間３０万人を超える状況である。しかし診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることにかんがみ、特に女性特有のがんについては、検診受診率が低いことから、経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成２１年度補正予算に本事業が措置されたところである。

本事業の実施については、別紙のとおり「平成２１年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」を定め、平成２１年４月１日から行うこととしたので通知する。

なお、貴都道府県管内市区町村に対しては貴職からこの旨通知されたい。

別紙

平成２１年度　女性特有のがん検診推進事業実施要綱

1　目的

この事業は、市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2　実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3　実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成２０年３月３１日健発第０３３１０５８号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4　事業の内容

この事業は、下記（１）及び（２）に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、クーポン券によりがん検診を受診するために必要な費用を補助する事業である。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

なお、クーポン券、検診手帳、受診案内は別添を参考とする。

（１）子宮頸がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年　齢	生年月日
２０歳	昭和６３（1988）年４月２日～平成　元（1989）年４月１日
２５歳	昭和５８（1983）年４月２日～昭和５９（1984）年４月１日
３０歳	昭和５３（1978）年４月２日～昭和５４（1979）年４月１日
３５歳	昭和４８（1973）年４月２日～昭和４９（1974）年４月１日
４０歳	昭和４３（1968）年４月２日～昭和４４（1969）年４月１日

（２）乳がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年　齢	生年月日
４０歳	昭和４３（1968）年４月２日～昭和４４（1969）年４月１日
４５歳	昭和３８（1963）年４月２日～昭和３９（1964）年４月１日
５０歳	昭和３３（1958）年４月２日～昭和３４（1959）年４月１日
５５歳	昭和２８（1953）年４月２日～昭和２９（1954）年４月１日
６０歳	昭和２３（1948）年４月２日～昭和２４（1949）年４月１日

5　経費の負担

この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6　報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7　基準日

本事業の基準日については、平成２１年６月３０日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理すること。

8　その他の留意事項

（1）クーポン券について

クーポン券については、検診対象者及び検診機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すこと。

（2）本人確認について

検診機関に対し、クーポン券に記載された氏名及び住所については、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

（3）検診受診の利便性向上

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

（4）検診に関する情報提供

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

（5）他の市区町村での受診に対する配慮

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」改正案　（抜粋）

（交付の対象）
３（７）ア　疾病予防対策事業費等補助金

（　）女性特有のがん検診推進事業
平成２１年６月１２日健発第０６１２００５号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成２１年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」により市区町村が行う事業

項	1区分	2種目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	5補助率
健康増進対策費	女性特有のがん検診推進事業	女性特有のがん検診推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	女性特有のがん検診推進事業の実施に必要な次の経費 １　検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における市区町村負担分及び自己負担分 ２　事務費 賃金、需要費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、使用料及び賃借料、手数料、委託料	10／10

写

健総発第０６１２００１号
平成２１年６月１２日

各 都道府県 / 指定都市 / 中核市 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局総務課長

平成２１年度　女性特有のがん検診推進事業の実施計画書の提出について

標記事業については、平成２１年６月１２日付健発第０６１２００５号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成２１年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施することとしたところであり、当該国庫補助金の所要額を事前に把握する必要があるため、別紙様式により実施計画書の提出について依頼方お願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市区町村の実施計画書を取りまとめの上、提出をお願いする。

記

１　実施計画書の提出先及び期限

（１）市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び特別区

ア　都道府県が定める日までに都道府県が定めた先に提出すること。

イ　都道府県は、アの実施計画書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、平成２１年７月１３日（月）までに下記「本件担当、連絡先」に郵送及び電子メールにて提出すること。

（２）指定都市及び中核市

平成２１年７月１３日（月）までに下記「本件担当、連絡先」に郵送及び電子メールにて提出すること。

「本件担当、連絡先」
住　所：〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
担　当：厚生労働省健康局総務課がん対策推進室　島田、冨田
電　話：03－5253-1111（内線4604、2946）
E-mail：tomita-kazushige@mhlw.go.jp

平成２１年度　女性特有のがん検診推進事業　実施計画書（総括表）

〔都道府県・指定都市・中核市名〕

番号	市区町村名	子宮頸がん（対象者数）	乳がん（対象者数）	４０歳（再掲）	検診機関数	検診費①	事務費②	合計（①＋②）	備考欄
計									

注１　市区町村名には管内全ての市区町村名を記載すること。（指定都市及び中核市を除く。）
　２　実施計画書の提出がなかった市区町村については、備考欄に理由を記載すること。

平成２１年度　女性特有のがん検診推進事業　実施計画書

（市区町村名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　検診対象者

（1）子宮頸がん

20歳	25歳	30歳	35歳	40歳 ①	合計 ア

（2）乳がん

40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	合計 イ

2　検診費

実施計画書の作成にあたっては、あらかじめ検診費を見込むことが困難であることから、便宜上、次の算定式により算出すること。

（1）子宮頸がん検診

上記１（１）の検診対象者数の合計ア × 基本検診単価 × 受診率 ＝ 検診費用(A)

検診対象者数計ア	基本検診単価	受診率	金額
	4,098円	50%	

（2）乳がん検診対象者

上記２（２）の検診対象者数の合計イ × 基本検診単価 × 受診率 ＝ 検診費用(B)

検診対象者数イ	基本検診単価	受診率	金額
	4,098円	50%	

（3）検診費用合計（A＋B）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　地方事務費

実施計画書の作成にあたっては、あらかじめ地方事務費を見込むことが困難であることから、便宜上、次の算定式により算出すること。

区分	支出予定額	積算内訳
賃金		賃金 （ア＋イ）件×1.3／40件×@6000円
需用費 印刷製本費		手帳 （ア＋イ－①）×@99円 クーポン （ア＋イ）×@20円 受診勧奨通知 （ア＋イ）×@25円
役務費 通信運搬費		宛名シール （ア＋イ－①）×@10円 封筒作成 （ア＋イ－①）×@21円 封入等 （ア＋イ－①）×@15円 郵送料 （ア＋イ－①）×@80円
手数料		振込手数料 検診機関数×@315円×12月
その他（消耗品費、会議費、使用料及び借料、役務費等）	224,870	
合計		

4　合計（２検診費＋３地方事務費）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

事　務　連　絡
平成２１年６月１２日

各 ⎛都道府県⎞
　 ⎜指定都市⎟がん対策担当者　様
　 ⎝中 核 市⎠

厚生労働省健康局総務課
がん対策推進室がん予防係長

平成２１年度女性特有のがん検診推進事業における検診手帳、
クーポン券及び受診案内の取り扱いについて

標記事業については、平成２１年６月１２日健発第０６１２００５号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成２１年度女性特有のがん検診実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により取り扱われているところですが、事業の実施に当たっては、下記事項にご留意いただき、実施するようお願いします。

なお、都道府県にあっては、貴管内市区町村に対し、周知方よろしくお願いします。

記

１　検診手帳の見本について

検診手帳の見本については、２種類作成し、厚生労働省ホームページ（以下「ＨＰ」という。）にＰＤＦと修正可能なデータを掲載しましたので、どちらかを選択し、ダウンロードを行い、地域の事情に併せて変更が必要な部分を修正して活用して下さい。

ただし、下記の（１）検診手帳の種類の①のデータに②の「検診内容の説明」を追加しても構いません。

（１）検診手帳の種類

①各市区町村に見本として配布した検診手帳と同じデータ

②見本として配布した検診手帳から「相談支援センター」及び「検診機関一覧」を削除し、代わりに検診内容の説明を加えたデータ

注）上記②のデータを使用する場合は、「相談支援センター」及び「検診機関一覧」を市区町村で作成し、検診手帳に追加又は別途同封するようお願いします。

（２）ＨＰに掲載したデータの種類

①上記（１）の検診手帳の種類①、②について誰でも閲覧可能なＰＤＦデータ

②上記（１）の検診手帳の種類①、②について修正可能なデータ

（３）修正可能な検診手帳のデータの取り扱い

①修正可能なデータについては、特殊なソフトが必要であり（印刷業者では一般的に同ソフトを保有しています。）、一般の方や市区町村では閲覧できないことが考えられるので、市区町村においては同じ内容のＰＤＦデータを参考にして、修正箇所を印刷業者に指示する等の方法により検診手帳の作成をお願いします。

②ＨＰから修正可能なデータのダウンロードに関する仕様は、次のとおりです。作製OSはMac OS 10.4.3、DTPアプリケーションはAdobe InDesign CS2とAdobe Photoshop CS2。フォントはモリサワ（OpenType）のリュウミンLと中ゴシックBBB。その他のフォントはすべてアウトライン化済みです。

（４）検診手帳を印刷するに当たっての留意事項

①データの検診手帳の記述の部分は、地域の実情に異なる頁を除き修正することはできません。絵柄なども同じものを使用するようお願いします。

②データの検診手帳に市区町村独自に作成した頁を加えることは差し支えありませんが、配布された対象者が手帳として活用できる範囲内で頁数を追加するよう配慮をお願いします。

③検診手帳の紙などの品質については、各市区町村に見本を配布しますので、同等以上のものを作成願います。

④検診手帳の大きさ及び色彩については、検診手帳を配布する利便性を考慮して、変更して配布することは差し支えありません。

⑤検診手帳については、市区町村の単独事業として、無料クーポン券の記載など必要な事項を訂正して、今回の対象とならない隙間年齢の方への配布や市区町村の普及啓発事業などに活用していただいても差し支えありません。

２　クーポン券の見本について

クーポン券の見本については、偽造防止の観点からＨＰにはＰＤＦデータのみを掲載し、修正可能なデータについては、各都道府県担当者あて配布するので、指定都市、中核市を含む管内市区町村あて、配布をお願いします。

（１）クーポン券の種類

①子宮頸がん検診無料クーポン券

②乳がん検診無料クーポン券

（２）修正可能なクーポン券のデータの取り扱い

検診手帳と同様です。

（３）クーポン券を印刷するに当たっての留意事項

①クーポン券の品質、大きさ、色彩及びデザインについては、第三者から見て当該事業によるものであることが明確にわかるよう原則的に配布した見本と同等のものを印刷するようお願いします。

②クーポン券には、市区町村が作成したことが明らかになるよう、公印の印影を印刷するようお願いします。（平成２１年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱でも規定）

③見本のクーポン券の受診券番号については、便宜上、子宮頸がん、乳がん検診を区分けするための例として記載しているものですので、各市区町村の整理しやすい番号に変更して差し支えありません。

④印刷の簡便化を期すために、検診対象者の氏名等はクーポン券の切取線の左右において、見本では表面と裏面に記載しているが、同一面に印刷しても差

し支えありません。また、タックシールなどを貼ることも可能ですが、シール分に割り印を行うなど、検診対象者を特定する事項が不正に改ざんされ、他に使用されないよう万全を期されることをお願いします。

⑤各市区町村において、印刷したクーポン券については、検診機関及び他の市区町村等の関係者が一目で本事業のクーポン券であると分かるよう、見本を当該市区町村のホームページで公開するようお願いします。

⑥クーポン券の使用に当たっては、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を行うよう検診機関等へ要請をお願いします。（平成２１年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱でも規定）

3　受診案内の見本について

受診案内の見本については、ＨＰにＰＤＦデータと、修正可能なデータを掲載したので、ダウンロードを行い、地域の事情に併せて変更が必要な部分を修正して活用して下さい。

（１）ＨＰに掲載したデータの種類

①閲覧可能なＰＤＦデータ

②修正可能なデータ

（２）修正可能な受診案内のデータの取り扱い

検診手帳と同様です。

（３）受診案内を印刷するに当たっての留意事項

①データについては、検診手帳及びクーポン券と異なり、見本の内容を記載していただければ、各市区町村において記載内容の追加やデザインなどは変更して差し支えありません。

②受診案内の見本データは、最低限の内容を記載したものであり、基準日以降に転居した方、既に今回の検診対象としたがんに罹っている方、補正予算成立後からクーポン券を配布されるまでの間に市区町村事業のがん検診を受診された方などへの注意事項等の必要事項を各市区町村の判断で加筆するようお願いします。

4　他の市区町村での受診に対する配慮について

本事業において、クーポン券が使用できる検診機関とは、基本的には、当該市区町村が契約した検診機関となりますので、近隣の他の市区町村に所在する検診機関と積極的に契約していただき、対象者の利便性が図られるよう環境づくりをお願いします。

なお、他の市区町村との合意があれば、管内検診機関との契約において、合意された他の市区町村が発行したクーポン券であっても、受診可能とするとともに、その費用の請求は契約者である当該市区町村に行い、検診結果及びクーポン券の写しを受託者である検診機関から対象者の居住する市区町村に送付するような契約を行うことは可能であり、本事業の対象となるため、積極的に近隣市区町村との連携を図られるようお願いします。

※ＨＰ掲載場所（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_kenshin.html）

無料クーポン券による近隣市区町村との請求イメージ

※検診機関所在地の市区町村に請求する場合

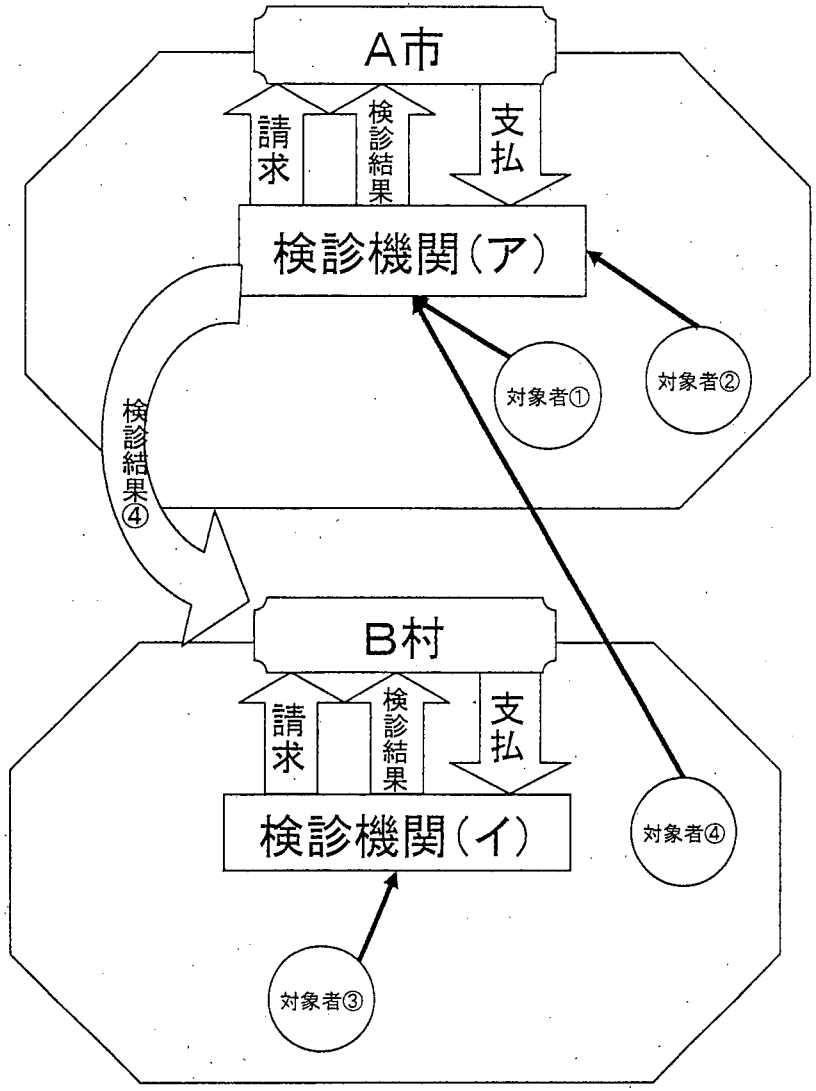

○A市
- 市内の対象者の調査
- 検診機関との調整
- 対象者へクーポン等の配布
- 検診機関へ検診費の支払い（対象者①、②、④の分）
- 国に補助金請求（対象者①、②、④の分）

○検診機関（ア）
- 対象者①、②、④の検診費用をA市へ請求
- 対象者①、②の検診結果及びクーポン券をA市へ、④の検診結果及びクーポン券の写しをB村へ送付

○メリット
- 近隣市区町村及び県域を越えた検診機関との契約手続きが必要ない。
  （※A市と検診機関（ア）との契約において、他の市区町村に居住する者であっても、がん検診を実施し、その費用については、契約者に請求できること、かつ、検診結果及びクーポン券の写しを受託者である検診機関から対象者の居住する市区町村に送付するといった契約を行っておくことが必要。）
- 対象者の一時負担がない。
- まとめて検診機関に支払うことができるため、振込手数料の費用が節約

無料クーポン券による近隣市区町村との請求イメージ

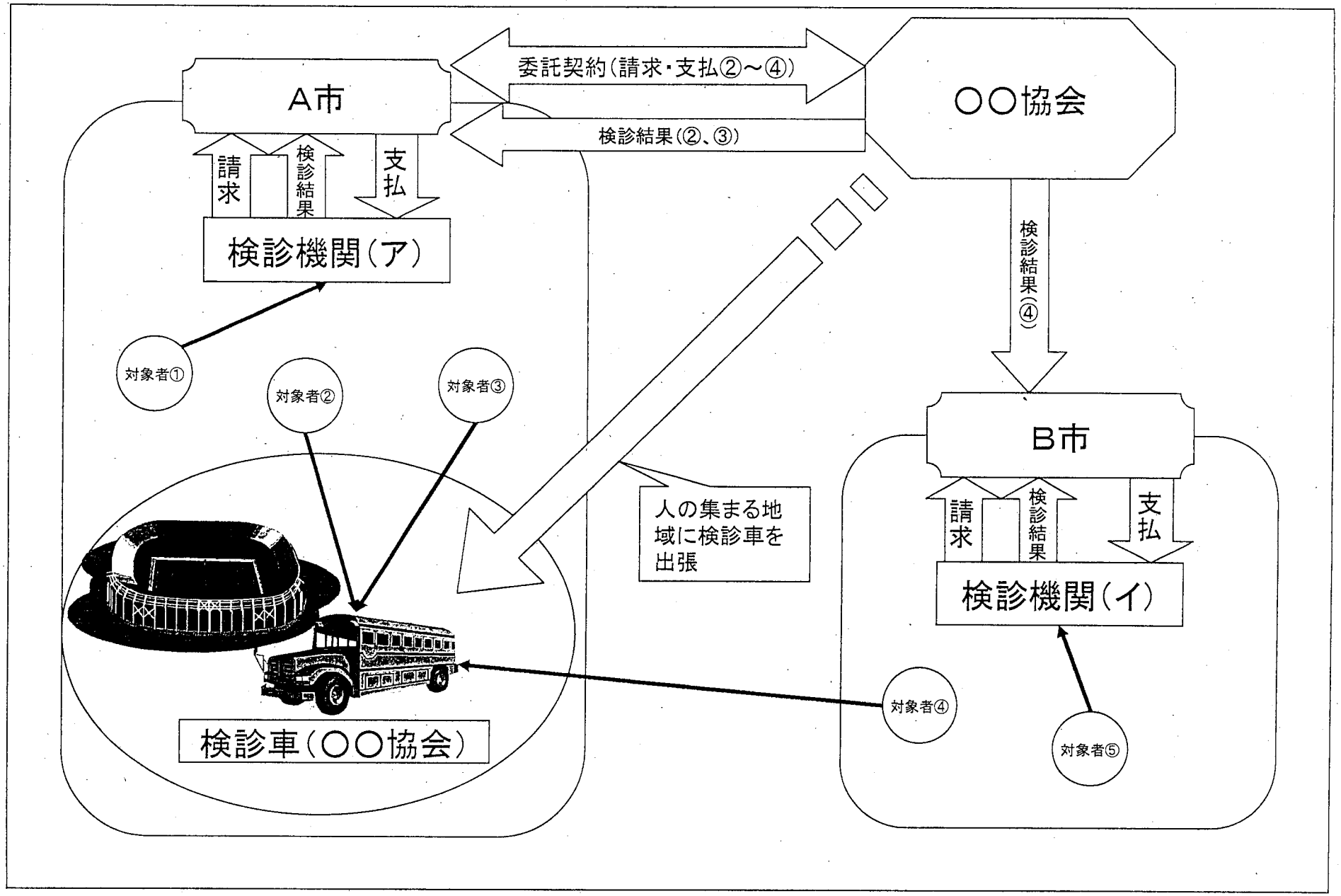

女性特有のがん検診推進事業のＱ＆Ａ（修正版）

〔総論〕

問１　女性特有のがん検診推進事業の目的及び効果は何ですか。

問２　事業開始はいつからですか。

問３　事業の実施は全国一律一斉開始となりますか、市区町村の状況により異なっても差し支えありませんか。

問４　事業の開始に向けたスケジュールはどうなっていますか。条例改正の必要がある場合、開始時期が制限されます。

問５　検診対象者の調査については、具体的にどういった調査内容、対象把握を考えているのですか。

問６　がん検診台帳に必要な項目は何ですか。

問７　がん検診台帳を作成するにあたり、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

問８　健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が行っているがん検診とは別事業と考えてよろしいか。

問９　女性特有のがん検診推進事業は平成２１年度限りの事業ですか。検診対象者が限定されているため、少なくとも５年間実施しなければ不平等になるのではないですか。

問10　マンモグラフィーの出来る医療機関が少ない地区はどのように対応すればよいですか。また、検診機関については、近隣自治体と既に連携しているが、検診機関のキャパシティは新たな受診者を受け入れる余裕はありません。受入可能な検診機関を紹介してもらえるのですか。また、都道府県単位など、広域で実施検診機関を統一して決定した方が　利便性が確保されると考えますが、そのような体制を検討してもらえるのですか。

問11　県域を越えた職場の市区町村との連携とは、どのように行うのですか。（県外の委託契約方法は、県内であっても地元以外の医療機関との契約は国が調整を図るのですか。その場合の委託料と地元に通常依頼する場合の委託料に違いがあった場合、その委託料が今後に影響を及ぼさないですか。（国の設定が高い場合））

問12　乳がん検診、子宮がん検診が２年に１回受診なのに、今回の事業の対象者は５歳刻みの奇数年で、１年のみの補助事業にするのはなぜですか。

問13　昨年度受診し、本事業により今年度も受診した者について、来年度の受診はどのように扱えばよろしいでしょうか。

問14　検診手帳の交付と受診率の向上には、どう相互関係があると考えているのですか。

問15　検診の内容に定めはあるのか。市区町村で行っている検診と同じでよいのか。（国の指針以外の検査方法への対応）

問16　当市では、隔年（2年に1回）で検診を実施しています。そのため、44歳で受診した人は45歳では受診ができません。この方にも国の経済危機対策とし

て実施するのですか。自治体で定めた基準と合わない部分はどうするのですか。施策のための、住民への周知が複雑になります。

問17　検診の年齢設定（５歳刻み）と乳がん及び子宮がんの指針にある「２年に１度の検診受診」の整合性をどう考えているのですか。対象年齢の設定根拠が不明確であり、住民が混乱する恐れがあります。

問18　各医師会や検診機関への協力依頼、周知等は行うのですか。行う場合は国や都道府県はどう関与してくのですか。

問19　医師会所属の医療機関ならば調整できる可能性はあるが、その他の医療機関とは調整ができないため検診費用の支払いが難しい。（契約無しでは支払いができないのでたった1件の為にいちいち契約を結ばなくてはならなくなるので不可能）

問20　受診率向上について、どの程度上昇すると想定しているのですか。

〔検診対象者〕

問１　検診対象者の年齢の基準日はいつですか。

問２　既に検診を受診した者は事業の対象になるのですか。

問３　本事業の施行日からクーポン券の発送までに検診を受診した者は事業の対象となるのですか。

問４　台帳整備後に対象者の転入・転出があった場合の取り扱いはどうなるのですか。

問５　基準日後に転出した検診対象者の受診先及び請求先はどうなるのか。

問６　転出先で受診できる体制づくりは間に合うのか。

問７　職場でがん検診を受診している人に対しては、補助対象となりますか。

問８　対象年齢として掲げられている年齢をすべて実施しなければならないか。

問９　本事業で受診した者は、健康増進事業に基づく市区町村のがん検診事業の受診者としてカウントし、例年の事業報告に加えることができるのですか。

問10　外国人は対象となりますか。

問11　市区町村の検診を受けず、人間ドックを受けた場合、補助対象となりますか。

問12　当市では、隔年で検診を実施しているため、今年対象となっている年齢の人だけを対象にこの制度による検診を実施し、その分だけ補助を受けることは可能ですか。

問13　初受診者の掘り起こしのために、子宮頸がん検診も、４５、５０、５５、６０歳を追加してもよいのではないか。

問14　当自治体では、偶数年齢を対象としているが、５歳刻みの奇数年齢で実施することになると、対象年齢の要件が住民にわかりづらくなります。検診対象を偶数年齢に出来ないでしょうか。（例として「45歳対象」を「44歳」にするなどはどうですか）

問15　奇数年齢を検診対象としていない場合、今回の事業により「特別に対象とする」旨、通知を自治体から住民に知らせることになりますか。

〔検診手帳及びクーポン〕

問１　検診手帳と健康手帳は同じものですか。

問２　検診手帳は市区町村が作成するのですか。また、検診手帳の内容は市区町村によって、変更しても差し支えないですか。

問３　クーポン券の使用期限はありますか。

問４　既に市区町村でがん検診の受診券を送付している場合であっても、本事業におけるクーポン券を配布する必要があるのですか。

問５　自己負担分の検診料を無料にするのに、なぜクーポン券にする必要があるのですか。個人通知で無料になる旨の文書でも充分受診勧奨になるのではないですか。

問６　クーポン券は全国どこでも使用可能とするのですか。その支払は検診対象者の居住地とするのですか、検診機関の所在地とするのですか。

問７　ＤＶ被害、里帰り出産後滞在中等で住民票と現住地、居地が違う場合に、本人から申し出があった場合は現住地、居地に送付可能ですか。また、現住地、居地付近の検診機関の受診は可能ですか。

問８　他の市区町村の検診機関であっても、契約すれば自分の市区町村で発行したクーポン券を使え、支払えるという理解でよいですか。

問９　市区町村の直営検診機関でがんが発見され、医療機関への受診履歴がわかる場合、「クーポン券及び検診手帳」を送付しなくてよいですか。または各市区町村で判断してよいですか。

問10　当自治体では、受診券を使わず、受診者が直接検診機関に予約し、検診機関から役所に受診資格を確認する「コールセンター方式」により、がん検診を行っています。このため、クーポンの配布や検診手帳の交付は事務処理上なじみにくいが、自治体でやりやすい方法（たとえば、検診機関がコールセンターに資格確認を行う際に、受診者がクーポン対象者であることを確認するといった方法）は可能か。また、 同じ理由から、検診手帳を検診機関での受診時に渡すことはできるのか。

〔予算関係〕

問１　補助対象経費の内訳はどうなっているのですか。

問２　本事業の補助金は、地方交付税不交付団体においても補助されるということでよろしいですか。

問３　対象者特定や台帳整備のためのシステム改修費は補助対象となりますか。

問４　検診単価の基準はありますか。

問５　備品購入費は補助対象となりますか。

問６　地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。

問７　任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。

問８　検診を医師会等に委託している場合、委託料も検診費に含まれますか。

問９　本事業は、子宮頸がん検診を対象としているが、医師の判断により子宮体がんの検診も必要とされた場合は、補助対象とすることは可能ですか。

問10　乳がん検診ではマンモグラフィを実施すべきと認識していますが、離島など検診車の手配等が難しい地域においては、対象者を限定した上で、本土でマンモグラフィ検診を受けられるよう、交通費についても支給した場合、補助対象となりますか。

問11　検診機関への支払方法は、口座への振込となるが、振込手数料は補助対象となりますか。

問12　検診対象者への償還払いを行う際の振込手数料は補助対象となりますか。

問13　市区町村内に居住する外国人に対して、がん検診受診券及び検診手帳を外国語に翻訳した上で送付する場合の翻訳代は補助対象となりますか。

問14　クーポン券が届かなかったり、紛失した場合の対応はどうするのですか。

問15　当市では、乳がん検診は、40代は２方向、50代以上は１方向でマンモグラフィの検査を実施しています。年代によって医療機関に支払う金額が異なりますが、補助金の申請はどうなりますか。また、各自治体ごとに委託している医療機関に支払う医療衛生委託費は異なります。補助率は10/10ですが、各市区町村ごとの実際の経費が補助されるのですか。

問16　市区町村の施策により、がん検診の自己負担が既に無料の場合、本事業に該当しないのですか。

問17　生活保護受給者は市区町村で自己負担金を免除しています。その人は補助の対象となりますか。

問18　以前にがんが発見され、「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも無料クーポンが送付された場合、補助対象として検診を受診してよいですか。
　また、がんが見つかった部位を含みますか。

問19　国保加入者については、国保からの助成により、自己負担額を無料としている場合において、本事業で費用の対象となるのは、国保からの助成を除いたものとなりますか。それとも、国保からの助成の有無にかかわらず自己負担額と市町村負担額となるのですか。

問20　妊婦健診での子宮頸がん検診と本事業での子宮頸がん検診では、どちらが優先されるのですか。

問21　妊婦健診のような、事業開始前に受診した者への費用助成は、事務手続きが煩雑になること、また、少額の自己負担分を振込手数料を使って支払うのは無駄が多いと思いますので、補助金の対象は事業開始以降の受診者にしていただきたい。

問22　検診機関に指定はありますか。また、人間ドック検診やメインとしての検診ではなく、他の検診を受けて、そのオプションとした場合はどうなりますか。

問23　乳がん検診として、乳房超音波検査を行った場合の検診費用は、補助対象となりますか。また、子宮頸がん検診として、ＨＰＶ検査を行った場合の費用は、補助対象となりますか。

問24　子宮がん検診については、コルポスコープ検査まで費用補助はありますか。必要であれば全員実施しても補助対象となりますか。

問25　乳がん検診については、視触診のみの場合も費用補助はありますか。超波検査も補助対象となりますか。

問26　健康増進法の補助金では課税状況によって補助基準額に差があります。本事業の補助金も対象者の課税状況によって分けることになりますか。

問27　本事業による新たな財源（一時立替払いとしての自治体の持ち出し分などの確保についてはかなり難しいと考えるがどう考えていますか。

問28　検診手帳の配付について、年齢対象者以外の希望者には配付できないのですか。また、配付した場合は補助金の対象となりますか。（狭い地域の中では不公平感があるため。）

〔その他〕

問１　がん検診の対象者については、平成２１年３月１８日付厚生労働省健康局総務課長通知「市町村がん検診事業の充実強化について」の文書中、「推計対象者数を用いた受診率の算出結果を参考に市町村がん検診の事業評価を適切に行うよう」との記載があるところですが、当市の対象者数は独自の調査方法により算出しておりましたが、今回の厚生労働省からの技術的助言に基づき、この推計対象者数を用いた受診率算出へと変更したいと考えております。しかし、出された推計対象者数は総数のみになっており、５歳刻み年齢別に把握することができないため、このままですと５歳刻み年齢別の受診率を出すことができません。地域保健・健康増進報告でも各がん検診の対象者数を５歳刻み年齢階級別に求めておりますので、ぜひ５歳刻みの推計対象者数を市町村が使用できるようにお願いしたい。